

東京都公報

発行
東京都

目次

1

公 告

○監査の結果に基づき、知事等が講じた措置の公表
.....(東京都監査委員)..... 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年定例監査、平成26年工事監査、平成26年財政援助団体等監査、平成26年行政監査（債権管理について）、平成26年度各会計歳入歳出決算審査及び平成27年定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成28年 1月15日

東京都監査委員 山 加 朱 美
東京都監査委員 吉 倉 正 美
東京都監査委員 友 瀨 宗 治
東京都監査委員 筆 谷 勇
東京都監査委員 岩 田 喜美枝

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、129件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした480件のうち、442件（92.1%）が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また、監査種別ごとの改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

（表1）措置状況

措置対象	改善済み			計 D=B+C	改善中 A-D
	前回まで	今回通知	C		
A	B	C	D=B+C	A-D	
480	313	129	442	38	

（単位：件）

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数		小計
	平成26年	平成27年	
定例監査	4	87	91
工事監査	3	3	3
財政援助団体等監査	21	21	21
行政監査	1	1	1
各会計歳入歳出決算審査	13	13	13
合 計	129		129

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査		
(1) 情報管理	7	○設計担当者以外の者が閲覧できないよう工事契約の価格情報管理を見直した もの
(2) 収入管理 ・滞納整理	24	○査定減となった診療報酬の再審査請求を適切に処理した もの
(3) 業務委託 ・契約事務	46	○委託契約の積算を基準に基づいて適正に行うよう全事務所に周知徹底した もの
(4) その他	14	○工事の際の交通誘導員を適正に配置するよう見直した もの
小計	91	
2 工事監査		
(1) 設計・積算 ・施工	3	○移動式足場の作業について安全対策を講じるよう周知 徹底した もの
小計	3	
3 財政援助団体等監査・行政監査		
(1) 会計・経理事務	16	○利用者へのサービスが向上するようパーベキュー売店の運営手法を見直した もの
(2) その他	6	○算定誤りが繰り返されることのないよう補助制度を見直した もの
小計	22	
4 各会計歳入歳出決算審査		
(1) 財産の登載 ・会計処理	13	○財産に関する調書への登載誤りを修正した もの
小計	13	
合 計	129	

1 定例監査

(1) 情報管理

○ 設計担当者以外の者が閲覧できないよう工事契約の価格情報管理を見直した
もの

平成27年定例監査 N o . 87 (注)

指摘の概要

工事の積算内容は、入札における予定価格及び最低制限価格の算定の基礎となるため、開札終了までの間、関係者以外の者に知られないよう厳格に管理する必要がある。

交通局において、積算内容が記録されたデータを保管しているフォルダの管理状況について見たところ、車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では課内又は所内の設計担当者以外の者が、建設工務部では係内の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。そこで、工事契約に係る価格情報管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では、積算内容が記録されたデータを、パスワードの設定等により、設計担当者以外の者が閲覧・印刷等ができないように徹底した。

その実施状況については、平成27年9月9日までに所属長による確認を行ったところであり、今後も定期的なチェックを行っていくこととした。

建設工務部では、設計担当者以外の者が積算内容を閲覧・印刷等できないよう、設計担当部署において、個人別にアクセス制限をかけたフォルダを係内全員に作成し、未契約の工事設計書データを当該フォルダに保存・管理することとした。

(注) 「第1 措置の概要」において示している「N o .」は、後掲「第3 通知の内容」における「番号」と対応している。

(2) 収入管理・滞納整理

○ 査定減となった診療報酬の再審査請求を適切に処理したもの

平成27年定例監査 No. 71

指摘の概要

社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等(以下「基金等」という。)は、病院が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為等であると判断した場合、診療報酬点数を減点(以下「査定減」という。)している。

都立病院では、基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療・DPC委員会(以下「委員会」という。)を開催し、請求内容に正当性があると判断したときには請求理由を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、再審査請求を行うこととしている。

再審査請求は、国からの通知によると、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたとされている。

しかしながら、小児総合医療センターでは、委員会での再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが34件認められた。

そこで、査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うよう求めた。

措置の概要

小児総合医療センターは、平成27年6月26日に開催した委員会において、再審査請求の流れを改めて確認し、6か月以内に処理することを職員に周知徹底した。

なお、請求が遅れていた34件のうち、8件については再検討した結果、請求しないこととし、残りの26件については平成27年6月10日に請求を行った。

(3) 業務委託・契約事務

○ 委託契約の積算を基準に基づいて適正に行うよう全事務所に周知徹底したもの

平成27年定例監査 No. 106

指摘の概要

下水道局は、「豪雨対策下水道緊急プラン」(平成25年12月)などにより、下水道事業における浸水対策の充実・強化を図っており、各下水道事務所は、浸水対策用の雨水貯留施設の維持管理を行っている。

中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所における雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について見たところ、新基準である「施設管理委託積算基準」(平成25年1月)に基づき行うべきところ、改定前の旧基準により行っているなど適正でない事例が認められた。

そこで、積算を適正に行うよう求めた。

措置の概要

中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所は、それぞれ事務連絡文書により、新基準の適用等について、関係職員宛てに周知するとともに、設計担当者会議を開催し、新基準の適用、特記仕様書の記載内容、設計・積算に関するチェック体制の強化について周知徹底を図った。

また、施設管理部は、平成27年2月13日に全事務所を対象とした関係者会議を開催し、関係職員宛てに周知徹底を図った。

(4) その他

○ 工事の際の交通誘導員を適正に配置するよう見直したもの

平成27年定例監査 No. 97

指摘の概要

工事において道路交通法に基づく道路使用許可が必要な場合、水道局は、所轄警察署長への道路使用許可申請書を工事の受注者に提出させている。

道路使用許可申請に当たっては、申請書のほか交通誘導員の配置を記載した平面図を添付しており、これらを含めた条件に従うこととして所轄警察署長から許可証が交付されている。

しかしながら、東部第二支所の工事で、受注者から提出されている道路許可証と交通誘導員の配置状況を確認したところ、許可証の条件として添付されている交通誘導員の配置より実際の配置数が過少となっている案件が認められた。

そこで、許可条件を遵守して交通誘導員を配置するように受注者を指導・監督するよう求めた。

措置の概要

東部第二支所では、平成27年2月13日及び同年4月16日に、係員に対し、

① 道路使用許可申請前に、交通誘導員の配置について、受注者とその人数、配置箇所の確認の打合せを行うこと

② 工事施行確認順、工事記録写真帳及び道路使用許可証を同時につき合わせて確認すること

③ 工事監督時に行っている道路使用許可証と現場での交通誘導員の配置を確認することを徹底するよう指導した。

受注者に対しては、平成27年3月3日に開催した会議で、道路使用許可申請についての厳守と内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続を行うことを指導し、また、平成27年3月4日付事務連絡にて通知した。

さらに、平成27年4月16日に開催した会議で改めて周知徹底を図った。加えて、工事記録写真帳、道路使用許可書の交通誘導員数について、新たにチェックリストを作成し、監督員及び検査員が確認することとした。

2 工事監査
(1) 設計・積算・施工

○ 移動式足場の作業について安全対策を講じるよう周知徹底したもの

平成26年工事監査 No. 6

指摘の概要

建設局の道路施設整備工事（24西の3）は、都道の擁壁補修工事を行うものである。

ところで、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき移動式足場の安全基準に関する技術上の指針では、移動式足場の防護設備は、作業末の周囲に高さ90cm以上で中さん付きの丈夫な手すり及び高さ10cm以上の幅木を設けることが定められている。

しかしながら、本工事の冠水警報設備設置工の作業状況について見ると、移動式足場の防護設備が不完全な状態での作業が認められた。

そこで、移動式足場の作業について受注者を適切に指導、監督するよう求めた。

措置の概要

建設局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。

工事を実施した西多摩建設事務所は、平成26年11月10日に職員及び受注者に対して工事安全対策講習会を、平成27年1月9日に全国仮設安全事業協同組合による足場作業の安全点検の研修を実施し、安全対策の意識向上を図った。

今後は、全国仮設安全事業協同組合の研修を基に「工事安全点検評定表」による現場点検を実施することとした。

3 財政援助団体等監査・行政監査
(1) 会計・経理事務

○ 利用者へのサービスが向上するようバーベキュー売店の運営手法を見直したものの
平成26年財政援助団体等監査 No. 19

指摘の概要

公益財団法人東京都公園協会は、水元公園、舎人公園及び小金井公園において、バーベキュー売店を直営により運営しており、葛西臨海公園については、民間事業者に委託して運営させている。

直営売店も委託売店も利用は予約制であり、キャンセルが発生した場合は、利用者からキャンセル料を徴収することとなっている。

売店の運営状況を見たところ、直営売店ではキャンセル料が発生しているが、委託売店では、キャンセル料が発生していなかった。

これは、委託売店では、利用者からキャンセルの申出があった際に、利用日の変更などを案内することで、収入を確保しつつ、キャンセル料を発生させない運営をしていることによるものである。

直営と委託による運営手法の違いはあるものの、同種のサービスを提供するに当たっては、都民をはじめとする利用者に対するサービスの質の向上を図りつつ、より効率的な運営を行う必要がある。

そこで、直営売店においても、委託売店の運営手法を参考にするよう求めた。

措置の概要

協会は、利用者からキャンセルの申出があった際に、利用日の変更などを案内するという委託売店の運営手法を参考とし、直営売店においても、平成27年4月から同様の運営を開始し、収入を確保しつつ、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

(2) その他

○ 算定誤りが繰り返されることのないよう補助制度を見直したものの
平成26年財政援助団体等監査 No. 26

意見・要望の概要

福祉保健局は、保育所を運営する社会福祉法人等に対し、その運営等に要する費用の一部を補助している。

ところで、今回の監査において、監査対象の40団体87施設のうち15団体16施設において、補助金額の算定に誤りが認められた。

この補助金については、局も、過去の監査での指摘を受け、年間を通じて社会福祉法人等を対象とした事務説明会を開催するほか、実績報告様式にチェック機能を付加するなどして、事務改善を行っている。

しかしながら、その効果は十分に出ていないのが実情である。

そこで、補助金交付額の確定に係る審査事務の充実など、補助金交付事務のより一層の改善を求めた。

措置の概要

補助金交付事務については、平成27年1月に開催した説明会において、新たに作成した補助金申請の留意事項に関する資料により、保育所を運営する法人等に対して具体的な事例なども説明し、算定基準等について、更なる周知徹底を図った。

また、補助金交付額の確定については、現地調査を平成26年度の53施設から平成27年度の63施設に増やし、審査事務の充実を図った。

さらに、当該補助金は平成26年度末に廃止し、「東京都保育士等キャリアアップ補助金1」及び「東京都保育サービス推進事業補助金」に再構築した。

再構築に伴い、算定誤りが多かった項目や算定方法等を見直し、簡素で誤りにくいものとした。

4 各会計歳入歳出決算審査
（1）財産の登録・会計処理

○ 財産に関する調査への登録誤りを修正したもの

平成26年度各会計歳入歳出決算審査 N.o. 30～40、42

- 総務局など10局は、財産に関する調査において、
- ・土地の過大登録（1件）、登録漏れ（1件）
 - ・建物の過大登録（1件）、登録漏れ（1件）
 - ・無体財産権の登録漏れ（2件）
 - ・債権の過大計上（1件）、計上漏れ（1件）
 - ・物品の過大登録（8点）
- があったため、財産管理のシステムに修正入力などを行った。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。

今回、通知を受けた件数は129件（指摘：123件、意見・要望：6件）であり、残る38件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

（表4）措置の進捗状況

（単位：件）

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象		今回通知 G	改善中 A-(B+C)
			A	B		
平成24年 定例監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指摘	125	124	—	1
		意見・要望	5	5	—	—
		計	130	129	—	1
平成24年 行政監査 (土地及び建物の運用・管理 について)	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指摘	16	14	—	2
		意見・要望	—	—	—	—
		計	16	14	—	2
平成25年 行政監査 (東京都区における災害対策 ～震災直後における組織体制の 機能維持等について)	平成25.9.19 ～平成26.1.30	指摘	15	14	—	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	15	14	—	1
平成26年 定例監査 (平成25年度執行分)	平成26.1.6 ～平成26.9.4	指摘	84	80	4	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	84	80	4	0
平成26年 工事監査	平成26.1.9 ～平成27.1.15	指摘	27	24	3	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	27	24	3	0
平成26年 財政援助団体等監査	平成26.9.11 ～平成27.1.29	指摘	63	42	18	3
		意見・要望	6	1	3	2
		計	69	43	21	5
平成26年 行政監査 (債権管理について)	平成26.9.16 ～平成27.1.29	指摘	11	9	1	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	9	1	1
平成26年度 各会計歳入歳出決算審査	平成27.7.15 ～平成27.9.2	指摘	13	—	13	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	13	—	13	0
平成27年 定例監査 (平成26年度執行分)	平成27.1.9 ～平成27.9.2	指摘	111	—	84	27
		意見・要望	4	—	3	1
		計	115	—	87	28
合 計	計	指摘	465	307	123	35
		意見・要望	15	6	6	3
		計	480	313	129	38

第3 通知の内容

[平成26年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	都市整備局	繰越に係る手続を適正に行うべきもの	第一区画整理事務所が契約している工事契約のうち、当初契約の工期が平成24年度であったものを平成25年度に変更しているものについて見るところ、街路築造工事及び盛土工事(24時-3)ほか5件(合計契約金額:4億2,227万128円)について、平成25年度への繰越分につき、平成25年度予算を充てて支出しているものが認められた。 これについて市街地整備部及び所は、平成24年度の決算見込みを作成する平成24年11月末時点では、繰越額は議決された繰越明許費の予算額内に収まると見込んでいたが、他企業工事の影響等による工事の進捗遅れにより翌年度にまたがる工期変更を行ったため、見込みよりも繰越額が多くなったところ、所は当該工事について、繰越の手続を取らなかつたとしている。 しかしながら、所が当該工事について繰越の手続を取ることなく、平成25年度予算を充てて2億4,246万2,878円を支出したことは適正ではない。	市街地整備部で新たに作成した「執行管理表」を活用し、部及び所で情報共有を行い、工事の進行及び予算の管理を適切に行った。 具体的には、起工工事の執行状況を確認すること、繰越明許費の予算額を超える発注を行わないよう、管理を徹底した。
2	産業労働局	業務委託の履行を確保し代金の支払を行うべきもの	雇用就業部は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき公共職業訓練において、一部の訓練科目の就職支援業務を「平成25年度公共職業訓練における就職支援業務委託」(契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31、契約金額:7,993万9,606円)によりAに委託して実施している。 委託内容は、受託者が、公共職業訓練の訓練生を対象に、 ① 就職支援講習、求人紹介及び合同就職説明会を実施すること ② 訓練生の就職状況(就職先、業種、職種、年齢、雇用形態など)に係る分析及び効果的な支援方法について報告すること などとなっている。 しかしながら、監査日(平成26.5.30)現在、訓練生の就職状況に係る分析及び効果的な支援方法について、報告がなされていないにもかかわらず、部は、履行期限の平成26年3月31日付けで履行確認し、委託代金を支払っていたことは適正でない。	部内関係者に対して、平成26年9月12日付事務連絡において、業務委託の履行確認を徹底し、支払事務を適正に行うよう、周知を図った。 「平成26年度公共職業訓練における就職支援業務委託」(契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31、契約金額:9,373万9,003円)については、履行完了後、適切に支払を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
3	建設局	道路施設の定期巡回を適正に実施すべきもの	道路管理部は、局が管理する道路施設(トンネル、橋梁等)を安全に保つていくために行う、各種の点検について、「道路施設点検調査要領書」(平成25年9月改訂、建設局道路管理部。以下「要領書」という。)を定めている。 要領書によれば、定期点検でランク1(対応の検針)又はランク2(注意)と判定された道路施設については、原則として、定期巡回(ランク1は1年に1回、ランク2は2年に1回)を行い、定期巡回を行った場合には、定期巡回記録表(以下「記録表」という。)を作成することとなっている。 ところで、各建設事務所における、定期巡回について見たところ、以下の状況が認められた。 ① 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、委託契約により要領書に基づく定期点検を実施している。 この契約で調査した道路施設数は全146施設であり、そのうちランク1の道路施設が18施設、また、ランク2の道路施設が51施設と判定された。 しかしながら、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できなかった。 ② 北多摩南部建設事務所は、所が管理する道路施設について、委託契約により要領書に基づく定期点検を実施している。 この契約で調査した施設数は全51施設であり、そのうちランク1の道路施設が8施設、ランク2の道路施設が6施設と判定された。 しかしながら、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できなかった。	道路施設の定期巡回を実施し要領書に基づいた様式で記録表を作成した。 今後とも要領書に基づき適正な定期巡回の実施に努める。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
4	建設局	積算を適切に行うべきもの	南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体・綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所(以下「各施設」という。)の設備の維持管理を目的として、「立体交差及びトンネル設備保守委託」契約(契約金額:285万2,850円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)を締結している。 所は、この契約により、各施設に配備された消火器の定期点検及び更新を行っており、このうち消火器の更新について見たところ、予定価格の積算において消火器の価格に諸経費を加算していることが認められた。 しかしながら、消火器更新の作業内容は後部原トンネルの既存の消火器(36本)を新しい消火器と交換するだけのものであることと、また、本契約により行っているトンネルの月次点検の際に合わせて実施できることを踏まえると、既存の消火器のリサイクル経費以外に諸経費を加算する必要はない。このことから、15万7,008円(監査事務所試算)が過大に積算されている。	平成27年度発注の本委託において消火器の更新を6本計上しており、更新に係る諸経費は、必要な項目(リサイクル経費)だけを加算して積算を行った。

[平成26年工事監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
5	建設局	発生材売却費の積算を適正に行うべきもの	中野坂上歩道橋外1橋撤去工事(中野区本町二丁目地内から同区中央二丁目地内外1箇所(主要地方道東京所沢線(第4号)青柳街道)、工期:平成25.3.25~平成25.7.3、契約金額:3,151万1,550円)は、利用者数の減少や近接して横断歩道があるなどの理由により、歩道橋の撤去を行うものである。 このうち、発生材売却費について見ると、スクラップ切断料は、局設計単価表の使用するものとされている。 また、屑積算基準による発生材売却費は、スクラップの価格からスクラップ切断料及び運搬費を控除し、その合計額を工事価格から控除するものとされている。 しかしながら、本工事のスクラップ切断料は、局設計単価表を使用せず二次切断工の一部として積算され、運搬費とともに直接工事費に計上されている。 このため、積算額約124万円が過大なものとなっている。	局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。 工事を実施した第三建設事務所は、平成26年11月6日の道路管理本部主催「道路維持関係保衛討会(第4回)」において、本案件の報告を行い、周知徹底を図った。 また、平成26年11月25日の道路管理本部主催「第3回補修担当課長会」において、本案件の報告を行い、周知徹底を図った。 さらに、所内で積算の取扱いを定め、積算時にこれを参照し、チェックを行っている。
6	建設局	移動式足場の作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	道路施設整備工事(24西の3)(西多摩郡瑞穂町瑞穂ヶ崎地内主要地方道新宿青柳線(第5号)新青梅街道、工期:平成24.10.29~平成25.5.31、契約金額:1億3,904万7,300円)は、都道の擁壁補修工事を行うものである。 ところで、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条第1項の規定に基づく移動式足場の安全基準に関する技術上の指針では、移動式足場の防護設備は、作業床の周囲に高さ90cm以上で中さん付きの支柱を設けることが定められている。 しかしながら、本工事の冠水警報設備設置工の作業状況について見ると、移動式足場の防護設備が不完全な状態での作業が認められた。	局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。 工事を実施した西多摩建設事務所は、平成26年11月10日に職員及び受注者に対して工事安全対策講習会を、平成27年1月9日に全国仮設安全事業協同組合による足場作業の安全点検を実施し、安全対策の意識向上を図った。 今後は、全国仮設安全事業協同組合の研修を基に「工事安全点検評価表」による現場点検を実施する。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	建設局	ダンプカー等の表示について受注者を適切に指導、監督すべきもの	路面補修工事(24南東の9・歩道改善)(町田市小野路町地内主要地方道府中町田線(第18号)鎌倉街道、工期:平成24.11.12~平成25.7.16、契約金額:8,783万400円)は、歩道整備のほか経年劣化した路面の補修工事を行うものである。 ところで、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)では、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプカー等を使用する受注者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の前面と後面に見やすいように表示することが義務付けられている。 しかしながら、本工事のアスファルトコンクリート塊の搬出及びアスファルト混合物の搬入状況について見ると、両側面と後面に表示番号のないダンプカー等が認められた。	局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。 また、今後発注する案件について、工事施工上の留意点に今回の指摘内容を追記し、各受注者を指導監督する。

[平成26年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
8	生活文化局(公益財団法人東京都私学財団)	補助金の交付を適切に行うべきもの	局は、財団に対して、私立学校教育研究費補助事業等100の事業を一つにまとめて補助金の交付を行っている。 また、財団は、当該補助金を活用して、各学校等へ助成金を交付している。 この補助金について見たところ、次の状況が認められた。 ① 私立学校教育研究費補助事業について、局は、9月と1月に財団へ補助金を交付していることから、財団が学校等へ助成する時期について見たところ、1月交付の補助金については、3月下旬に各学校へ助成していることが認められた。 財団が作成している事務処理フローによれば、財団が学校へ助成金を交付する時期は、3月下旬となっていることから、1月に交付する必要性はなく、財団が学校へ助成する直近となる3月に行うことが適切である。 ② 私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助事業について、9月と3月に財団へ補助金を交付していることから、その精算状況について見たところ、平成26年5月中旬に、局は財団から補助金の返還を受けていることが認められた。 しかしながら、整備が完了した後、幼稚園が財団に申請する期限は、平成26年1月31日であることから、3月初めに補助金の変更を行う際に申請状況を把握して、適切に変更交付を行っていないれば、過大な補助金を交付することもなく、返還金に対する事務処理も不要となったものである。	①については、財団と協議の結果、私立学校教育研究費補助事業について財団への補助金交付時期を1月から3月に変更することとした。 また、②については、平成27年2月4日に所管部署内で、各事業の進捗状況や経理状況を把握し、不要不急の補助金交付とならないよう留意することを周知した。 なお、私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助金については、平成25年度単年度事業であり、平成26年度以降当該事業を廃止した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
9	オリエンティック・パブリック準備局 (株式会社東京スタジアム)	公有財産の確認を行い台帳の整備を適正に行うべきもの	会社は、味の素スタジアム(以下「スタジアム」という。)を運営するに当たり、東京都と建物及び工作物無償貸付契約書を取り交わし、建物等の引き渡しを受けている。ところで、スタジアムにおいて、工作物である屋外用監視カメラについて見たところ、16台のカメラが確認できた。しかしながら、局の公有財産台帳には、平成13年に取得した屋外用監視カメラ14台が登録されているのみであった。また、局は、監査日現在、工作物である屋外用監視カメラの総台数を把握していない。また、東京都公有財産台帳等処理要綱(昭和60年4月1日付59財管総第243号)によれば、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかに財産情報システムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うこととなっているにもかかわらず、これを行っていないのは適正でない。	現地を調査したところ、工作物として屋外用監視カメラは計18台設置されていた。そのため、公有財産台帳の未登録分(4台)については、財務局財産運用部に現在価格査定依頼をした上で、平成26年12月26日付けで財産情報システムへの入力を行った。その他の公有財産についても、台帳への登録漏れの有無等について、平成27年3月20日に現地で財産台帳との照合を行い、登録漏れがないことを確認した。
10	都市整備局 (公益財団法人東京都都市づくり公社)	下水道台帳システムに係る負担金の取扱いを適切に行うべきもの	公社は、東京都下水道局が運用する下水道台帳情報システム(S・E・M・I・S)を活用することにより、18都市町(平成25年度末現在)で統一の下水道台帳システム(以下「システム」という。)を運用している。このシステムは、公共下水道及び流域下水道における効率的な維持管理業務を行うために導入され、システムでの運用に当たって、公社は18都市町との間で、毎年協定を締結し、下水道管の形状・寸法や非水設備番号等の入力作業ごとに単価、予定数量等を定め、作業実績の確定後、負担金を収入している。ところで、公社がA市から収入した「排水設備番号初期入力」作業に係る負担金について見たところ、下記の取扱いが認められた。 ①平成24年度において、協定に定める予定数量を超えた作業実績348件、5万9,160円を、平成25年度の作業として取り扱っている。 ②平成25年度において、市の都合により当該作業は取りやめとなったため、実績がないにもかかわらず、協定の予定数量どおり、2,011件、34万1,870円を請求し収入している。	協定に定める予定数量管理については、執行課において、作業実績数量を管理する内訳表を作成しチェック体制を整え、作業項目ごとに予定数量及び実施数量を把握した。また、平成25年度までの負担金差異については、公社とA市で協議を行い、平成26年度協定における受託業務金額の精算に併せて処理した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
11	病院経営本部 (公益財団法人保健医療公社)	業者選定の関係する委員会の設置要綱を見直すべきもの	公社の契約は、財務規程に基づき、指名競争入札又は随意契約により行うこととされており、各病院及び事務局では、厳正かつ公平に優良業者を選定するため、業者選定に係る委員会(以下「委員会」という。)の設置要綱を策定している。ところで、東部地域病院、多摩南部地域病院、多摩北部医療センター及び事務局における委員会の設置要綱を見たところ、各病院の要綱に定められた委員会の所管事項は、事務局のものとは異なっており、各病院間で比べても、対象としている契約の種類や予定価格の金額等について、差異がある状況が認められた。しかしながら、各病院の事業内容や事業規模は同程度であり、運営方法にも大きな違いはないことから、それぞれの委員会の所管事項について、統一性を欠いていることは、適切でない。	平成26年12月5日開催の用途担当係長会において本指針内容を周知した。事務局で公社統一の業者選定委員会設置要綱(モジュール)を作成し、平成27年3月30日に「公社各施設における指名業者選定委員会の設置にかかわるガイドライン」を制定した。同日、各病院等事務長宛てにガイドラインの制定について通知するとともに、委員会設置要綱の改正を依頼した。平成27年8月1日までに各病院等において、ガイドラインに準じて、業者選定委員会設置要綱の改正を行った。
12	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	固定資産の計上を適正に行うべきもの	法人は、平成22年より新施設建物を建設し、建物竣工に伴い、平成25年6月より、移転・業務開始を行っているところであるが、老人医療施設ということから「いやしの空間」をコンセプトとしており、新たに購入した多数の絵画や彫刻などの美術品が各フロアに飾られている。ところで、この美術品の購入経過を法人に確認したところ、美術品は新施設建物の建築工事費(175億余円)に含まれており、建物として資産計上し減価償却していることが認められた。しかしながら、美術品の中には、著名な画家や彫刻家の作品が含まれており、非償却資産として扱うべきものが複数(石像、ブロンズ像、絵画など約2,400万円相当)あることから、法人は、これらを法人の勘定科目にある美術品に区分し計上していないのは適正でない。	平成26年度の期末決算において、美術品(計2,430万8,000円)について固定資産台帳への登録及び建物からの控除を実施した。また、非償却資産へ計上したことによる過年度分の減価償却費については、過年度分・当年度分に分けて会計処理を実施した。なお、過年度については過年度損益修正益(63万2,008円)として会計処理を実施した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
13	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	引当金の 計上基準に 係る記載方 法を見直す べきもの	協会が作成している貸務諸表の各種引当金を確認したところ、次の状況が認められた。 貸倒引当金について 協会が定める財務会計規程(平成21年東京都公園協会規程第11号。以下「財務会計規程」という。)第93条では、貸倒引当金の計上基準について、「一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上する。」としている。 一方、決算書における実際の算出方法を確認したところ、企業会計で一般に用いられ、財務会計規程においても定めている貸倒実績率に代えて、税法上選択適用が認められている一括評価金銭債権の法定繰入率を用いて算出していた。 このため、協会は、財務会計規程と実際の算出方法を整合させるとともに、計上基準について、重要な会計方針として注記に記載する必要がある。 イ 貸与引当金について 財務会計規程では、貸与引当金の計上基準について「前掲の支給実績に基づき、当期の負担相当額を計上する。」としており、財務諸表の注記においても同様の記載としている。 しかしながら、この記載では、具体的な算出方法が明確ではなく、また、決算書における実際の算出方法は、翌期の支給見込額のうち当期に属する月数の割合を乗じる一般的な方法となっていることから、「従業員に対する貸与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上する。」など、一般に使用されている記載とすべきである。	アについて 平成26年度決算から貸倒引当金について、財務会計規程に基づいて計上した。 財務諸表の注記について 貸倒引当金の計上基準を記載した。 イについて 財務会計規程について、第93条の貸与引当金の計上基準を「職員の貸与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上する」と6月の理事会で変更した。 あわせて、財務諸表の注記についても平成26年度決算と同様の記載とした。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
14	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	臨時駐車場に係る占用許可面積の算定を適正に行うべきもの	協会は3.3公園において公園駐車場を運営しているが、このうち、協会が指定管理者として管理運営を行っている都市公園における臨時駐車場に係る占用許可を見たところ、協会は、代々木公園(ほか14公園)において、臨時駐車場として利用している区画のうち、車両走路等を除いた駐車スペースのみを占用面積として申請し、許可を受けていることが認められた。 当該区画は、車両走路等も含めて区画全体を臨時駐車場として利用しており、区画全体を占用していることから、区画全体面積を算定すべきであるにもかかわらず、協会及び高はこれを行っておらず、適正でない。 また、小金井公園の臨時駐車場に係る占用許可では、協会は、占用面積算出の根拠及び方法が不明のまま申請を行い、高はこれを許可しており、適正でない。	局は、公園を所管する東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所に対して、臨時駐車場を開設した際に、 ① 専ら駐車場として使用することが想定される区域の面積を占用の対象として算定すること ② ただし、駐車場内に車両を動かす際、通常の来園者が利用する広場や園地を通過する部分について、安全確保がなされている場合には占用の対象としないことを周知した。 これを受けて、東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所は協会を指導し、協会は占用許可面積の算定を適正に行うよう改めた。
15	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	臨時駐車場に係る占用許可の取扱いを見直すべきもの	城北中央公園の臨時駐車場に係る占用許可について見たところ、管理許可による常設の駐車場(乗用車27台、身障者用区画2台)に隣接して、臨時駐車場(最大53台)の運営を行っている。 ここで、この臨時駐車場の占用許可について見たところ、臨時駐車場として利用している区画のうち車両走路等を除いた駐車スペースを、平日は3.6台分、土曜・日曜・祝日は5.3台分占用しているとして毎日申請し、許可を受けている。 しかしながら、この占用は、 ① 年間を通して毎日、当該区画を占用していること ② 臨時駐車場としている区画には、局が設置した舗装、駐車区画線、車止めがあることから、臨時的なものとして占用許可を行っていることは適切でなく、当該区画における臨時駐車場の取扱いを見直す必要がある。	局は、平成27年4月1日付けで東京都立公園条例規則改正を行い、管理許可面積の変更を許可した。 協会は、管理許可事項変更申請を行い、平成27年4月1日から管理許可面積の変更が許可された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
16	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	駐車場施設 の設置に 係る工事項 間中の占用 許可を適正 に行うべき もの	協会は、管理許可を受けている代々木公園駐車場の舗装工事（工事期間：平成25.8.19～平成25.8.28）を行っている。 この工事について、局及び協会は、路面の表層剥離や轢が著しいことから、利用者の安全確保のために、協会が管理許可受者の維持管理の範疇として緊急に施工したものであるとしてしている。 また、協会は、当該工事期間中、利用者の利便性を低下させないため、代替施設として隣接の臨時駐車場を、占用許可を受けずに使用したい旨の協議を局に対して行い、局は、管理許可施設の代替施設であるとして臨時駐車場の占用許可を不要としている。 しかしながら、当該工事は、協会が、管理許可を受けている駐車場の運営に当たって、維持管理上必要であるとして、自ら経費を負担して行っているものであり、局が、管理許可施設の代替施設であるとして占用許可が不要であるとの取扱いをしていることは適正でない。	平成27年3月2日付事務連絡により、占用許可の取扱いについて東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所へ周知を行った。 今後は許可施設工事期間中の代替使用について、適正に占用許可を行う。
17	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	駐車場施設 の設置許可 を適正に行 うべきもの	都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園（以下「公園」という。）に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可を受けなければならないとされている。 また、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第6条において、公園施設の設置許可を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。 ところで、駐車場施設の設置許可について見たところ、協会は、葛西臨海公園において、駐車場の管理許可区域外に詰所（駐車場裏ゲート清算所）を平成16年9月10日に設置しているが、申請を行わず、長年にわたり許可なく設置しており、適正でない。	局は、葛西臨海公園駐車場の管理許可区域外に設置した詰所（駐車場裏ゲート清算所）について、駐車場管理上不要のため、速やかに撤去するよう公園協会へ指導した。 公園協会は、平成27年6月17日に当該物件を撤去した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
18	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	パーキング エリアの 管理費及び パーキング エリアの 管理費の 徴収の取 組を 検討すべ きもの	協会は、水元公園、舎人公園及び白金公園において、パーキングエリアを運営している。 利用は予約制であり、パーキングエリアの場合には、パーキングエリア料を徴収することとし、パーキングエリア料が発生した場合、各公園から本公園事業部へ報告し、本公園事業部は、パーキングエリアに対してパーキングエリア料を請求している。 ところで、このパーキングエリア料の会計処理について見たところ、協会は、請求により債権が発生しているにもかかわらず、未収金として計上しておらず、適正でない。	平成27年3月に未収金として計上した。それ以降に発生したパーキングエリア料については、発生月に計上している。
19	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	パーキング エリアの 管理費及び パーキング エリアの 管理費の 徴収の取 組を 検討すべ きもの	協会は、葛西臨海公園において、パーキングエリアを、委託により運営している。 この委託滞店については、直営により運営している滞店同様パーキングエリア料を徴収することとしているが、平成24年度及び平成25年度において、パーキングエリア料の徴収実績はない。 これは、受託業者が、パーキングエリアの申請があつた際に、利用日の変更や延期等を案内すること、収入を確保し、パーキングエリア料を発生させない運営をすることによるものである。 一方、直営滞店では、パーキングエリア料が発生している。 直営と委託による運営という手法の違いはあるものの、運営主体はどちらも協会である。 都立公園において、同種のサービスを提供することに当たり、公平性の確保やサービスの質の向上を図りつつ、より効率的な運営を行う観点から、委託滞店の運営方法を参考にするなど、収入確保及びパーキングエリア料発生防止の取組を検討する必要がある。	受託業者が利用日の変更や延期等を案内し、パーキングエリア料を発生させない運営をしていることを踏まえ、協会の直営滞店においても、平成27年4月から利用日の変更や延期等を案内するなどの収入を確保し、パーキングエリア料発生防止に取り組んでいる。